

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて(諮問) 根拠・対応案・検討結果等

番号	項目/説明	根拠条項	掲載箇所		国の考え方	市対応案	比較・コメント	他市等の状況	審議会検討結果
			ガイドライン	Q&A					
1	条例要配慮個人情報条例で定める必要性について 改正法において、民間事業者においては、思想、信条などの要配慮個人情報、いわゆるセンシティブ情報について、本人同意のない収集の禁止や、本人の事前同意なしで第三者提供できるとする例外が定められている一方、行政機関等について、センシティブ情報の収集について特別の収集制限規定が設けられていない。	個人情報の保護に関する法律第60条第5項関係	旧16～17頁 新16	3-2-1	行政機関は、事務事業の目的達成に必要な限りでセンシティブ情報も収集・保管しなければならない場合があること等も踏まえ、その考え方を改正法に反映している。 その上で、改正法では、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる。 しかし、条例で条例要配慮個人情報情報を定めた場合でも、その収集については特設の制限規定を設けておらず、市による取得制限などの固有のルールを付加することは許容されない。 【武蔵村山市個人情報保護条例 第5条 保有の制限及び利用目的の特定等】	本市においては、改正法で定める要配慮個人情報のほか、DV、虐待、LGBTに関する相談記録や懲戒処分履歴等の情報を保有しているため、これらの情報を「条例要配慮個人情報」として条例で規定することも考えられる。 しかし、条例で条例要配慮個人情報情報を定めた場合でも、その収集については特設の制限規定が設けられておらず、市による取得制限などの固有のルールを付加することが許容されない中で、条例で定める条例が乏しいと考えている。 【武蔵村山市個人情報保護条例 第5条 保有の制限及び利用目的の特定等】	条例要配慮個人情報情報を規定した場合に生じる運用の変化 (1) 個人情報ファイル簿に、条例要配慮個人情報を含むか否かの表示が必要となる(法第75条第1項及び第4項) (2) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない(法第68条第1項及び規則第43条第5号)。	令和4年5月24日開催の情報公開等連絡会で確認したところ、東京都を含め、ほぼ全ての市で検討が進められている。	
2	法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について 改正法の個人情報ファイルとは、電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものと、氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものととして、電子計算機による個人情報ファイルとマニュアル処理による個人情報ファイルの2種類がある。 改正法では、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けており、また、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」としている。	法第75条第5項関係	旧37～39頁 新39～41頁	4-2-1	改正法の個人情報ファイルとは、電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものと、氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものととして、電子計算機による個人情報ファイルとマニュアル処理による個人情報ファイルの2種類がある。 個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けるほか、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。 本人の数が政令で定める1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされているが(法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項)、本人の数が個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない。	本市では、これまで、個人情報を取り扱う業務ごと、業務の名称等を記載した届出書の提出を義務付け、これを一覧形式の個人情報目録の形で公表するほか、市役所1階の市政情報コーナーに配架している。 改正法では、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けているが、本市の対応としては、従来の業務単位の登録から個人情報ファイル単位の登録へ見直すことと、現行目録での記載不足項目を追加する必要がある。 その上で、改正法は「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」としているが、どのような個人情報集合体を市が保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセスを容易にするという立法趣旨に照らせば、その役割は法定の個人情報ファイル簿で充足すると考えられることから、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないと考えている。 【条例第30条 個人情報目録の作成】	現行制度における運用 事務を単位として、保有個人情報目録を作成し、公表している(登録事務数627件) 法改正後に想定される運用方法 (1) 法で規定される1,000人以上の個人情報ファイル簿を作成・公表する。 (2) ファイル簿の作成・公表義務が適用されない1,000人未満のものも含めてファイル簿を作成・公表する。 (3) ファイル簿に加え、事務を単位とする台帳を作成する。 資料2「個人情報目録と個人情報ファイル簿について」を参照	上記連絡会で確認したところによれば、ほぼ全ての市が対応予定だが、パワコ実施中の自治体の中では、本市の届出書及び目録と同時並列の役割のある取捨選択登録簿を廃止するケースがある(平塚市)。	
3	改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について 改正法の施行後は、開示請求について、現行(請求があった日の翌日から起算して14日以内)に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度として延長できる。情報公開制度も同様)より処理期間が伸び、請求があった日から30日以内の決定、正当な理由があるときは30日以内に限り延長できるとなる。	法第108条関係	旧46頁 新48頁	5-6-1	開示請求があった場合の処理期間は、現行は、請求があった日の翌日から起算して14日以内で決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度として延長できるとしている(情報公開制度における開示請求も同様)。 また、訂正請求・利用停止請求については、訂正(利用停止)請求があった日の翌日から起算して30日以内で決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長できるとしている。 改正法の施行後は、開示請求について、現行より処理期間が伸びることになる。この点について、①一般に、情報公開請求の場合には対象文書の量が膨大になるケースが生じ得るが、保有個人情報の開示請求ではそのような事態が生じることは少ないと想定される中で、情報公開条例における処理期間よりも長い期間とする妥当性があるが、②現行よりも長い処理期間を定めることについて市民の理解を得られるか、等を考慮すると、開示決定の期限を現行と同様とする旨を条例で定めるとしたい。 【条例第15条の3 開示決定等の期限、第16条の5 訂正の決定の期限、第17条の5 利用停止の決定の期限】	現行制度における運用実績(取下げは含まない)。 令和2年度は、請求が11件あり、決定期間の延長はなかった。決定までの平均日数は約7日であった。 令和3年度は、請求が22件あり、決定期間の延長はなかった。決定までの平均日数は約7日であった。	上記連絡会で確認したところによれば、ほとんどの市が対応を検討中であるが、八王子市は本市と同様、14日以内に短縮する方向にある。		
4	条例で定める開示手数料の額について 改正法では、開示手数料の額について実費の範囲内において条例で定める額の負担を求めることとされ、その費用負担の仕組みを条例で定めることとされた。	第89条第2項関係	旧49頁 新52頁	5-7-1～3	地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とし、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報に記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれる。 国と異なり手数料とすることが可能だが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要がある。 なお、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられない。	現行は、開示等に係る手数料を無料としつつ、写しの交付をするときは、写しの作成及び送付に要する費用のうち、保有個人情報が文書、図画又は写真に記録されている場合の写しの作成に要する費用を除き、開示請求者の負担としている。 現行の費用負担の考え方と情報公開制度・行政不服審査制度における写しの作成に要する費用との均衡も考慮し、写しの作成に要する費用の性質を条例で定める手数料として取り入れ、現行費用を維持し無料とする。また、文書、図画又は写真以外の媒体に記録されている保有個人情報の写しの作成は「プリンターにより作成する場合で単色刷り片面1枚につき10円、多色刷り片面1枚につき20円、②磁気記録媒体等により作成する場合は作成に要する費用の実費相当額とし、①の額は条例に規定し、②の額は条例施行規則に規定したい。 【条例第18条 費用の負担】	現行制度における運用 開示請求手数料は無料。写しの作成(電子データでしか存在しないものを作成する場合のみ)に要する費用として単色片面1枚当たり10円(多色、両面の場合はそれぞれ倍になる)。	上記連絡会で確認したところによれば、ほとんどの市が対応を検討中であるが、八王子市は、パワコ実施中の平塚市と異なり、手数料は無料、コピーの実費負担とする方向である。	
5	個人情報保護審議会への諮問事項について 改正法では、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	法第129条関係	旧67～68頁 新70～71頁	7-1-1～5	地方公共団体の機関において、個別の事業の法に照らした判断について、審議会等への諮問・答申により実施することは、法の規律と解釈を個人情報保護委員会が一元的に担うという改正法の趣旨に反するものであり、これまでにより典型的に審議会への諮問・答申を経ることを実施の要件とする条例を定めてはならない。 このため、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられる。 なお、①定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに沿った「運用ルール」を設定することや、②地方公共団体が法の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合に意見を聴くことが特に必要である場合、が想定される。 ①の「運用ルール」の具体例としては、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、法第62条(利用目的の明示)に基づく利用目的の明示の具体的方法に関する運用ルールを策定する場合等が想定される。	現行は、センシティブ情報の保有、本人以外のものからの個人情報の収集、目的外利用・外部提供、電子計算組織の結合等については、個人情報保護審議会への諮問・答申を経て実施してきた。 改正法の施行後は、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとされていることから、市としては、個人情報保護審議会の機能としての諮問事項は、①条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、②法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定ようとする場合、③市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、等とした。 【条例第22条 個人情報保護審議会】	現行制度における運用 開示請求手数料は無料。写しの作成(電子データでしか存在しないものを作成する場合のみ)に要する費用として単色片面1枚当たり10円(多色、両面の場合はそれぞれ倍になる)。 改正法で認められた審議会の機能 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見が必要な場合(地方公共団体の機関又は区域内の事業者に対する措置、苦情の処理に関する措置を講じる場合等)に、意見を聴くこと。 ※ 現行制度において苦情の申出に関して実施機関が意見を聴くのは、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会となっている。	【地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護(法第12条)、区域内の事業者等への支援(法第13条)及び苦情の処理のあっせん等(法第14条)を講ずる場合】その他の場合に於いて、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことができるものとする。】 八王子市	

番号	項目/説明	根拠条項	掲載箇所		国の考え方	市対応案	比較・コメント	他市等の状況	審議会検討結果
			ガイドライン	Q&A					
6	<p>情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について</p> <p>改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されている場合、情報公開条例では開示されることとされている情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能である。また、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法第78条第1項各号において不開示情報として規定されていない場合も、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することが可能である。</p>	法第78条第2項関係	旧42～45頁 新44～47頁	5-4-1~3	<p>開示等請求は、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性などを確認する権利を保障する重要な制度であることから、情報公開条例と整合を図るために条例に規定を定める場合は、個人の権利利益が不当に侵害されることのないよう留意をする必要がある。</p> <p>他の法令の規定等により開示することができない情報が法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないことについては、法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規程しているものである。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある。</p>	<p>本市における情報公開は、武蔵村山市情報公開条例に基づき行われるものであるところ、改正法施行後の個人情報の開示・不開示情報の該当性を判断するに当たり、情報公開制度の開示・非開示(不開示)情報との整合を図ることが可能とされている。</p> <p>このことを踏まえ、改正法と情報公開条例の非開示(不開示)情報を対照する。</p> <p>改正法1号： 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は、情報公開条例では個人に関する情報として非開示になるため、一致している。</p> <p>改正法2号： 開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としているが、情報公開条例では個人に関する情報として非開示になるため、一致している。</p> <p>改正法3号： 法人等の情報が不開示情報となっており、一致している。</p> <p>改正法4号・5号： 4号が国の安全が害される情報等で国の機関にのみ適用される規定、5号が犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序維持に支障を及ぼす情報で国又は都道府県の機関にのみ適用され、市町村の機関には一般的な適用がないため、省略している。</p> <p>改正法6号： 地方公共団体の内部又は相互間での審議、検討又は協議の情報が不開示情報となり、一致している。</p> <p>改正法7号： 地方公共団体の事務事業の適正な遂行に対して支障を及ぼす情報が不開示情報となり、一致している。</p> <p>改正法には規定がないが、情報公開条例では法令秘情報を非開示情報としており、改正法の方が開示範囲が広くなっている。しかし、本人に係る情報であるにもかかわらず、法令により当該本人に対しても開示することを禁止しているような情報は想定し難く、運用上も、これまで過去に適用した実績がない。</p> <p>以上から、条例での措置は必要ないものと考えている。</p> <p>【条例第13条 開示義務】</p>	<p>現行制度における非開示規定別紙「武蔵村山市個人情報保護条例 抜粋」を参照</p> <p>改正法の規定 改正法第78条を参照</p>	【規定を検討中】 八王子市	
7	<p>その他</p> <p>国から提供される情報は不確定な部分もあり、今後、追加で提供される情報に応じ、諮問事項を追加する場合がある。</p>								

追加項目の検討【独自の保護措置】

(1) 時限解除による開示について	現行条例に合わせ、本市の機関は、開示請求に係る個人情報、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知することが可能である。	法第108条 法第82条		9-3-1	法第108条の規定に関連して、法第82条第1項の規定に基づく一部開示決定又は同条第2項に基づく不開示決定を行う際に、不開示情報を開示することができるようになる期日を明示することができる。その期日を明らかにしなければならぬ旨の規定を地方公共団体の独自の規定として設けるとは、法第5章第4節の規定に反するものではなく、妨げられない。	保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該決定の日から1年以内に当該開示しないこととした保有個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を併せて通知するものとしている。従前の対応に合わせた規定としたいと考えている。 【条例第15条の2 開示請求に対する決定】	規定することが望ましいが、諮問事項とする必要があるかどうかを考える必要がある(諮問しなくても条例に規定すればよいのではないか)。	【規定を検討中】 八王子市	
(2) 保有個人情報の適正管理に伴う管理責任者の設置について	現行条例に合わせ、本市の機関は、個人情報を適正に管理するため、管理責任者を定めることが可能である。			9-2-1	地方公共団体内部の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の安全管理のために保護責任者等の地方公共団体独自の役割を置いたり、当該役職者に対して内部調査権限を付与したり、地方公共団体内部の機関間の権限関係を定める等の制度を設けることは、妨げられない。	保有個人情報の管理責任者(各課の課長(相当職を含む。))を設置し、管理責任者には、保有個人情報の適正な維持管理(保有個人情報と正確かつ最新の状態に保つ、保有個人情報の改ざん、滅失、盗損その他の事故を防止する、保有個人情報の漏えいを防止する)等の義務があり、保有個人情報の保護についての職員意識啓発その他保有個人情報の取扱い全般について指揮監督する責務を有するとしている。従前の対応に合わせた規定としたいと考えている。 【条例第9条 適正管理】	規定することが望ましいが、諮問事項とする必要があるかどうかを考える必要がある(諮問しなくても条例に規定すればよいのではないか)。	【規定を検討中】 八王子市	
(3) 運用状況の公表について	現行条例に合わせ、市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表することが可能である。	法第165条第2項		8-1-1	法第165条第2項に基づき委員会が行う法の施行の状況の公表は別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことについて、地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開としての制度を設けることは妨げられない。	条例の運用状況(個人情報を取り扱う業務に関する届出の状況、保有個人情報の利用の状況、保有個人情報の目的外利用等の状況、保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況、保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する拒否の決定の状況、個人情報の取扱いについての苦情の申出の状況、請求決定等、訂正決定等又は利用停止決定等)についての審査請求の状況、審査会の審査の状況、審査会の審議の状況)を市報・事務報告書への登載の方法によって、毎年1回公表している。市の個人情報保護制度の運用状況を市民に明らかにして透明性を高めることにより、個人情報保護制度の適正な運用を確保するものである。従前の対応に合わせた規定としたいと考えている。 【条例第31条 運用状況の公表】	規定することが望ましいが、諮問事項とする必要があるかどうかを考える必要がある(諮問しなくても条例に規定すればよいのではないか)。	【規定を検討中】 八王子市	